

合議体の長の選出について（案）

- 合議体の長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「法施行令」という。）第 48 条第 2 項において「会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる」と規定されているため、本来ならば、合議体の長については、不服審査会を開催し、審議のうえ指名するものである。
- しかしながら、個別の審査請求事件を議論する合議体を開催する度に合議体の長を指名することのみで不服審査会を開催することになるため、あらかじめ不服審査会で合議体の長の指名方法を決めておくことで効率化を図るもの等の理由から、平成 18 年度の不服審査会において、「合議体の長については、各合議体開催時各合議体において指名すること」と決し、以降の不服審査会においても審議いただき、改めて決したところ。
- ところが、近年、審査請求事件の件数は増加しており、審議に時間を要する傾向となっている。先に不服審査会において決した合議体の長の指名方法では、合議体開催の都度、指名決定する過程における時間を費やすことになることから、事前に会長が審査請求事件の内容等を勘案し、各合議体の長をその合議体の委員から指名することで、各合議体のより効率的かつ審査請求事件の審議の十分な時間の確保を図るものである。
- 上記経過等を踏まえ、合議体においては、
 - 各合議体の長については、合議体開催前に会長が合議体構成委員から指名することとし、会長の指名をもって審査会の指名とする。
 - ただし、会長がその構成に加わるものにあつては、法施行令第 48 条第 2 項に基づき、会長が長となる。とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（抄）

（合議体）

第 48 条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で審査請求の事件を取り扱う。

- 2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。